関税法施行規則等の一部を改正する省令(案)新旧対照条文

$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
홼
分

リ同上	二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項
	ヌ その他参考となるべき事項
チ 同 上	リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
	必要な教育及び研修に関する事項
	チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために
おいて同じ。)に関する事項	び第二号トにおいて同じ。) に関する事項
の記載事項)、第九条第一号ト及び第二号ト (法令遵守規則の記載事項)に	一号ト及び第二号ト、第九条第一号ト及び第二号ト、第九条の七第一号ト及
類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト(法令遵守規則	類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第
ト 承認を受けようとする法人の財務の状況 (会計帳簿その他財務に関する書	ト 承認を受けようとする法人の財務の状況 (会計帳簿その他財務に関する書
	をいう。以下この条において同じ。) の作成、保管及び管理に関する事項
へ同上	へ 帳簿書類 (法第七条の九第一項 (帳簿の備付け等)に規定する帳簿書類
	る対処のための措置
木 同 上	ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合におけ
	営についての管理及び指導に関する事項
	他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運
二同上	二 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を
	するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
	その他の従業者が法令(法その他関税に関する法令を除く。)の規定を遵守
八同上	ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人
口同上	ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順
	名及び職名
同上	法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏
	職名
の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名	下同じ。) の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び
特例申告貨物(法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。)	特例申告貨物(法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以
及び職名	責任者の氏名及び職名
税の管理」という。)に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名	「担保及び納税の管理」という。) に関する業務を行う部門の名称並びに

1 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項 から

までに規定する業務を総括する者の氏名

輸入申告等に関する業務を行う者の氏名

担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名

特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

イの から までに定める業務の具体的内容及び手順

八 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、 法令 (法その他関

税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名

称及び目的に関する事項

他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を

朩 る対処のための措置 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合におけ

営についての管理及び指導に関する事項

帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

その他参考となるべき事項

チ ۲

(届出場所の基準)

定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

場所(同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二 出力装置と、独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機及び 税関の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続しており、 法第五十条第一項の承認を受けた者の事務所その他の事業場に設置される入 届出

号において同じ。) における外国貨物の蔵置等 (同項に規定する外国貨物の蔵

ヌ 同 上

= 同 上

(届出場所の基準)

第四条の二 法第五十条第一項 (保税蔵置場の許可の特例) に規定する財務省令で | 第四条の二 法第五十条第一項 (保税蔵置場の許可の特例) に規定する財務省令で

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の事務所その他の事業場に設置される入 定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする

出力装置と、独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機及び 税関の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続しており、

号 (届出に係る添付書類) において同じ。) における外国貨物の蔵置等 (同項

場所(同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二

第七条の二 第七条 規定による外国貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、当該各号に 用に供される貨物とする。 に規定する財務省令で定める貨物は、実費を超えない対価を徴収して観覧又は使 (展示、 - 及び第五十一条の十第一号 (総合保税地域においてすることができる展示等) (特定保税運送に係る貨物の管理) П 設が整備されており、かつ、当該届出場所について外国貨物又は輸出しようと 認の要件)に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できること。 条第一号 (定義) に規定する電子情報処理組織をいう。第七条の二において同 織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二 置等をいう。以下同じ。) に関する業務を電子情報処理組織 (電子情報処理組 する貨物の保全のため、次のいずれかの措置を講じていること。 届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施 届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を法第五十一条第三号 (承 周辺に照明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置するこ 貨物の保全のための適切な措置を講じていること。 態に応じ適切な方法により当該届出場所及びその周辺を巡視することその他 う場所において表示することができる装置を設置すること。 | 令第五十一条の三第二項第一号 (保税展示場に入れることができる貨物等 | 第七条)を使用して行うことができること。 届出場所の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知してその監視を行 届出場所の周辺を柵、壁その他の障壁によつて区画し、かつ、当該障壁の イ及び口に掲げるもののほか、届出場所における貨物の取扱量及び取扱形 使用等をすることができる貨物) 令第五十五条の三 (保税運送の承認を受けることを要しない区間)の = Ξ 年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう 理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二 に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。) に関する業務を電子情報処)を使用して行うことができること。 同 同 同 上 上 上

定める事項の記載を電子情報処理組織により行うものとする。

- 送貨物につきこれらの号に定める事項第二十九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運第二十九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運に法第三十四条の二に規定する帳簿 (総合保税地域に係る帳簿に限る。) 令
- の号に定める事項 び第七号(記帳義務)に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれら | 送第六十一条の三(記帳義務)に規定する帳簿 | 令第五十条第一項第一号及

(申請書の記載事項)

等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第七条の三(令第五十五条の五第一項第三号(特定保税運送者の承認の申請の手続)

- 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴

)に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第二項(輸出特定保税運送に関する業務等(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)

に次条第一号イー及び二並びに第二号イー及び二において同じ。) 申告の特例)に規定する運送に関する業務をいう。以下口及び第五号イ並び

いて同じ。) を除く。第五号口並びに次条第一号イー及び二並びに第二号イー及び二におを除く。第五号口並びに次条第一号イー及び二並びに第二号イー及び二にお口 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等

場合には、その事実四、法第六十三条の四第一号イからホまで(承認の要件)のいずれかに該当する

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保税運送に関する業務等

国際運送貨物の運送又は管理に関する業務

(法令遵守規則の記載事項)

一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項 事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。第七条の四 法第六十三条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める

に必要な体制を整えるための次に掲げる事項 法及び他の法令 (以下この条において「法令」という。) を遵守するため

及び職名
から、までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名

職名 特定保税運送に関する業務等を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏者の氏名及び職名国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任

名及び職名

八 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人口 イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

るための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項定める法律及びその法律に基づく命令を含む。)を除く。)の規定を遵守する者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるの他の従業者が法令(法その他関税に関する法令(当該法人が令第五十五

運営についての管理及び指導に関する事項務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の一特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業

る対処のための措置 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合におけ

出に関する事項 録をいう。次号へにおいて同じ。)の作成、管理並びに税関への提示及び提録をいう。次号へにおいて同じ。)の作成、管理並びに税関への提示及び提入 運送目録 (法第六十三条の二第二項 (保税運送の特例)に規定する運送目

ト

承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために

必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

へその他参考となるべき事項

ヌ

一 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

から
までに規定する業務を総括する者の氏名

特定保税運送に関する業務等を行う者の氏名

国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者の氏名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ローイの から までに定める業務の具体的内容及び手順

税に関する法令(当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号に掲八 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令 (法その他関

するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。)を除く。)の規定を遵守げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号

運営についての管理及び指導に関する事項 務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業

る対処のための措置 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合におけ

- へ 運送目録の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項
- 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- **、 その他参考となるべき事項**

(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出書の記載事項)

- ている旨
 「届出を行おうとする者が行つた特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着し」

(申請書の記載事項)

規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第九条の五(令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手続等)に

の役員の氏名及び経歴並びに資本金 - 令第六十九条第一項に規定する申請者 (その者が法人である場合に限る。)

二 通関業務 (通関業法 (昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号 (定義

。/|| は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る|| は外国貨物の管理、運送その他の取扱い種類及び概要(輸出しようとする貨物又|| に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の七第一号イ及び二並びに第|

- 当する場合には、その事実四、法第七十九条第三項第一号イから二まで(通関業者の認定)のいずれかに該
- 定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う予定の営業所の名称「おいて特別」に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の対別に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の対別号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七条の二第一項(申告の
- の承認を受けている場合には、その事実| | 「項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)| 「申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

定める基準は、次に掲げるものとする。第九条の六 法第七十九条第三項第二号 (通関業者の認定) に規定する財務省令で

- | 特定委託輸出申告において、令第五十九条の五第二項において準用する同条

法により的確に確認する体制が整備されていること。定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特第一項(特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等)により適用する令

経ができる体制が整備されていること。 。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保税運送者と速やかに連保税運送の特例)に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じ保税運送の特例)に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じに通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者(法第六十三条の二第一項(

必要かつ十分な体制が整備されていること。五前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために

(法令遵守規則の記載事項)

- | 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
- 一 及び に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項 法、通関業法及び他の法令 (以下この条において「法令」という。)を遵
- む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務(以下この条において「輸出特別申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含

職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏

入関連業務」という。)を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

名及び職名

- ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順
- が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項 の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項 の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項 が行う業務の運営についての管理及び指導に関する法令及び通関業法を除く。)
- る対処のための措置が、税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における
- る事項 | 帳簿及び書類をいう。次号へにおいて同じ。)の作成、保管及び管理に関す、 | 帳簿書類(通関業法第二十二条第一項(記帳、届出、報告等)に規定する
- ト 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- 必要な教育及び研修に関する事項をの法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- 認定を受けようとする者が法人以外の者である場合(次に掲げる事項
- 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

1

- 輸出入関連業務を行う者の氏名 及び に規定する業務を総括する者の氏名
- イの から までに定める業務の具体的内容及び手順法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

- 税に関する法令及び通関業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定八 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令(法その他関
- した規則の名称及び目的に関する事項
- 通関業務以外の業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者

=

チーその	ト 認定	へ帳簿	る対	水税	が行う
その他参考となるべき事項	認定を受けようとする者の財務の状況に関する事	書類の作成、	対処のための措置	税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合にお	が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
なるべき事	つとする者	风、保管及	措 置	おける連絡	業務の運営
項	の財務の状	保管及び管理に関する事項		体制及び法	についての
	仏況に関す	関する事項		本令に違反:	の管理及び
	る事項			する事態が	指導に関す
				生じた場合	る事項
				におけ	

本邦に入国する者物品数量	又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。	に掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、	同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・ 三項から第二二・ 八項まで	に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、	際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄	表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の	2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の	ロ 法の別表第九一・ 一項から第九一・ 五項までに掲げる物品	る物品のうちのり	イ 法の別表第一二一二・二 号及び第二一 六・九 号の二の口のEに掲げ	の手続を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品	四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条	の手続を経て別送して輸入する物品のうち香水	帯して輸入し、又は令第十四条(別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続)	三(本邦に入国する者(船舶又は航空機の乗組員を除く。)がその入国の際に携	二 法の別表第二四類に掲げる物品	法の別表第二二・ 三項から第二二・ 八項までに掲げる物品	規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。	第二条の四(令第十三条の六の表の第二号の上欄(無条件免税をしなり携帯品)に	(入国者が輸入する携帯品等の免税)	関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)(第二条関係)	改正案
本邦に入国する者物品数量	又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。	に掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、	同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・ 三項から第二二・ 八項まで	に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。 ただし、未成年者が、	際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄	表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の	2 令第十三条の五の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の					四同上			三同上	二同上	一同上	規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。	第二条の四 令第十三条の五の表の第二号の上欄 (無条件免税をしない携帯品) に	(入国者が輸入する携帯品等の免税)	関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)(第二条関係)	現

法の別表第一二一二・二 - 枚	三 船舶の乗組員(航 法	枚	法の別表第一二一二・二一	三 船舶の乗組員(航
て同じ。)		て同じ。)		
のものに限る。次号におい		のものに限る。次号におい		
おいて同じ。) 三万円以下		おいて同じ。) 三万円以下		
価格をいう。以下この条に		価格をいう。以下この条に		
われた又は支払われるべき		われた又は支払われるべき		
に掲げる物品 の物品を購入する際に支払	15	の物品を購入する際に支払	に掲げる物品	
から第九一・ 五項まで 海外市価 (外国においてそ	<i>t</i> ı\	海外市価 (外国においてそ	から第九一・ 五項まで	
法の別表第九一・ 一項 一個 (現に使用中のもので	法	一個(現に使用中のもので	法の別表第九一・ 一項	
る物品 長が適当と認める数量	3	長が適当と認める数量	る物品	
法の別表第二四類に掲げ 七五グラム及びその他税関	法	七五グラム及びその他税関	法の別表第二四類に掲げ	
に掲げる物品	ı		に掲げる物品	
から第二二・ 八項まで を一本として換算する。)	₩.	八項まで を一本として換算する。)	から第二二・ 八項まで	
法の別表第二二・ 三項 一本 (七六〇ミリリットル	る者を除く。)	一本 (七六〇ミリリットル	法の別表第二二・ 三項	る者を除く。)
る物品のうちのり。)	、退職により下船する	•)	る物品のうちのり	、退職により下船す
号の二の口のEに掲げ 算する。次号において同じ	月未満のものに限り	算する。次号において同じ	号の二の口のEに掲げ	月未満のものに限り
号及び第二一 六・九 チメートルを一枚として換	海日数が一月以上三	チメートルを一枚として換	号及び第二一 六・九	海日数が一月以上三
法の別表第一二一二・二一 枚(四三 平方セン		枚(四三 平方セン	法の別表第一二一二・二	二 船舶の乗組員 (航
適当と認める数量		適当と認める数量		
じ。)及びその他税関長が		じ。)及びその他税関長が		
から第四号までにおいて同		から第四号までにおいて同		
合にあつては六○本。次号		合にあつては六〇本。次号		
〇号に掲げる物品のみの場	⟨° ∵	○号に掲げる物品のみの場		⟨ ∪
五本、同表第二四〇二・二	より下船する者を除	五本、同表第二四〇二・二		より下船する者を除
品のみの場合にあつては一	ものに限り、退職に	品のみの場合にあつては一		ものに限り、退職に
る物品 四〇二・一〇号に掲げる物	海日数が一月未満の	四〇二・一〇号に掲げる物	る物品	海日数が一月未満の
法の別表第二四類に掲げ 七五グラム (法の別表第二	- 船舶の乗組員(航 法	法の別表第二四類に掲げ 七五グラム(法の別表第二	法の別表第二四類に掲げ	一 船舶の乗組員(航

										以外の者	五 前各号に掲げる者	者を除く。)	退職により降機する	四 航空機の乗組員 (⟨ ∪	より下船する者を除	ものに限り、退職に	海日数が三月以上の
							る物品	法の別表第二四類に掲げ	に掲げる物品	から第二二・ 八項まで	法の別表第二二・ 三項		る物品	法の別表第二四類に掲げ	に掲げる物品	から第九一・ 五項まで	法の別表第九一・ 一項	る物品	法の別表第二四類に掲げ	に掲げる物品	から第二二・ 八項まで	法の別表第二二・ 三項	る物品のうちのり	号の二の口のEに掲げ	号及び第二一 六・九
つては二 本)及びその掲げる物品のみの場合にあ	同表第二四 二・二 号に	の場合にあつては五本、	・一 号に掲げる物品のみ	ラム (法の別表第二四 二	る場合にあつては二五 グ	する自然人をいう。) であ	本邦内に住所又は居所を有	上欄に掲げる者が居住者(八項まで を一本として換算する。)	三項 三本 (七六〇ミリリットル		長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関			個	長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関		八項まで を一本として換算する。)	二本(七六 ミリリットル			
										以外の者	五 前各号に掲げる者	者を除く。)	退職により降機する	四 航空機の乗組員 (<° U	より下船する者を除	ものに限り、退職に	海日数が三月以上の
							る物品	法の別表第二四類に掲げ	に掲げる物品	以外の者 から第二二・ 八項まで を一本として換算する。	前各号に掲げる	者を除く。)	退職により降機するる物品	航空機の乗組員	に掲げる物品	から第九一・ 五項まで	法の別表第九一・ 一項	る物品	法の別表第二四類に掲げ	に掲げる物品	から第二二・ 八項まで を一本として換算する。	く。) 法の別表第二二・ 三項 二本 (七六	より下船する者を除る物品のうちのり		海日数が三月以上の 号及び第二一 六・九

	日上	かつ、当該旅行中に	本邦に入国する者の職業上直接必要とするものであり、
			事情を勘案して税関長が必要と認める物品
		事由、滞在の期間、職業その他の	することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、
	同上	身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供	一 衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他
	掲げるものとする。		掲げるものとする。
表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に	令第十三条の五の	◎財務省令で定める物品は、次に 3	3 令第十三条の六の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、
		した日までの日数	した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数
	二同上	8つては、外国の直前の港を出港	二 前号の規定によることができない場合にあつては、外国の直前の港を出港
			初の港に入港した日までの日数
	同上	本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最	一 本邦を一港とみなし、本邦の最終の港を出
	ものとする。		ものとする。
三条(暦による期間の計算)に定めるところにより計算する	て、民法第百四十三条 (暦1	に定めるところにより計算する	て、民法第百四十三条(暦による期間の計算)に定めるところにより計算する
五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数につい	備考 この表及び第五項の表し	蚁」とは、次に掲げる日数につい	備考 この表及び第五項の表において「航海日数」
エオンス ニオンス	香水	ニオンス	香水
が適当と認める数量		が適当と認める数量	
本)及びその他税関長		本)及びその他税関長	
品のみの場合にあつては四		品のみの場合にあつては四	
四 二・二 号に掲げる物		四 二・二 号に掲げる物	
つては一本、同表第二		つては一本、同表第二	
掲げる物品のみの場合にあ		掲げる物品のみの場合にあ	
別表第二四 二・一 号に		別表第二四 二・一 号に	
つては五 グラム (法の		つては五 グラム (法の	
をいう。)である場合にあ		をいう。)である場合にあ	
住者(居住者以外の自然人		住者 (居住者以外の自然人	
量、同欄に掲げる者が非居		量、同欄に掲げる者が非居	
他税関長が適当と認める数		他税関長が適当と認める数	_

おいて使用すると認められる職業用具

- 4 あるものを除く。)の海外市価の合計額とする。 外市価の合計額が一万円以下 (船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下)で 計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品 (一品目ごとの海 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより 4
- 市価の合計額とする。 の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外 | 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表 | 5 | 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表

二十万円	五 前各号に掲げる者以外の者
	する者を除く。)
一万五千円	四 航空機の乗組員 (退職により降機
	る者を除く。)
	上のものに限り、退職により下船す
六万円	三 船舶の乗組員 (航海日数が三月以
	り下船する者を除く。)
	上三月未満のものに限り、退職によ
四万五千円	二 船舶の乗組員 (航海日数が一月以
	る者を除く。)
	満のものに限り、退職により下船す
二万五千円	船舶の乗組員(航海日数が一月未
海外市価の合計額	本邦に入国する者

(入国者が輸入する引越荷物)

第二条の五 量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定め る物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数 において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定め 前条第一項の規定は令第十三条の七(無条件免税をしない引越荷物)

- 外市価の合計額が一万円以下 (船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下)で 計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品 (一品目ごとの海 あるものを除く。)の海外市価の合計額とする。 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより
- の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外 市価の合計額とする。

本邦に入国する者	海外市価の合計額
一船舶の乗組員(航海日数が一月末	二万五千円
満のものに限り、退職により下船す	
る者を除く。)	
船舶の乗組員 (航海日数が一月以	四万五千円
上三月未満のものに限り、退職によ	
り下船する者を除く。)	
三 船舶の乗組員 (航海日数が三月以	六万円
上のものに限り、退職により下船す	
る者を除く。)	
四 航空機の乗組員 (退職により降機	一万五千円
する者を除く。)	
五 前各号に掲げる者以外の者	二十万円

(入国者が輸入する引越荷物)

第二条の五 量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定め る物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数 において準用する令第十三条の五の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定め 前条第一項の規定は令第十三条の六 (無条件免税をしない引越荷物)

める物品」と読み替えるものとする。 邦における居住期間、 する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本) である場合にあつては五 が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者 (居住者以外の自然人をいう。 の別表第二四 二・一 号に掲げる物品のみの場合にあつては五 本、同表第二 住所又は居所を有する自然人をいう。)である場合にあつては二五 グラム(法 おいて、同条第二項の表の第五号の下欄中「上欄に掲げる者が居住者(本邦内に の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合に ころにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号 る物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めると 三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国 ||・|| 号に掲げる物品のみの場合にあつては|| 職業、 家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認 グラム」とあるのは「五 グラム」と、同条第 本)及びその他税関長

)である場合にあつては五 四 二・二 号に掲げる物品のみの場合にあつては二 本)及びその他税関長 ころにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号 る物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めると 邦における居住期間、 する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、 三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国 が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者 (居住者以外の自然人をいう。 の別表第二四 二・一 号に掲げる物品のみの場合にあつては五 本、同表第二 住所又は居所を有する自然人をいう。) である場合にあつては二五 グラム (法 おいて、同条第二項の表の第五号の下欄中「上欄に掲げる者が居住者 (本邦内に の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合に める物品」と読み替えるものとする。 職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認 グラム」とあるのは「五 グラム」と、同条第 外国及び本

改正案	現
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)(第三条関係)	財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)(第三条関係)
(統括審査官の職務)	(統括審査官の職務)
第三百六条 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務 (貨物情報管理室、統括	第三百六条 同 上
監視官、特別監視官、特別審查官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知	
的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。	
一 輸出貨物及び積戻貨物並びに輸入貨物 (以下「輸出入貨物等」という。) に	一同上
関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の受理及び審査に関	
すること。	
二(前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること)	二同上
•	
三 輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。	三同上
四 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。	四同上
五(輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること(収納課、調査	五同上
部統括調査官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。)。	
六 輸出貨物及び積戻貨物(以下「輸出貨物等」という。)に関する許可、承認	六同上
、証明その他の処分に関すること。	
七(輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保	七同上
存に関すること。	
八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関すること。	八同上
九(輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類)	九同上
並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関すること。	
十 輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関すること。	

	及び第十三号に掲げる事務については、税関長の定めるところにより、監視部の
3 同上	3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号 (承認に係る部分に限る。)
	、収納課において行わせることができる。
	第二十二号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入貨物に係るものについては
2 同上	2 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び
	に関すること。
二十三 同 上	二十三(輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分)
	すること。
二十二 同 上	二十二(外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関
二十一 同 上	二十一 金の輸出入の規制に関すること。
二十同上	二十 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
	の監督に関すること。
十九 同 上	十九(製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者
	٠
十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認に関すること。	十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関すること
	税を受けることができる工場又は製造工場の承認に関すること。
十七 同 上	十七(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の規定による減税又は免
	書の受理及び審査並びに諸払戻金及び還付金の査定に関すること。
十六 同 上	十六(輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金に関する文
	貨物の用途確認に関すること。
十五 同 上	十五 関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた
	0
十四 同 上	十四 輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関すること
十三 同 上	十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関すること。
	0
十二 輸出入貨物等に関する臨時開庁の承認に関すること。	十二 輸出入貨物等に関する開庁時間外の事務の執行を求める届出に関すること
十一同上	十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関すること。

十二 輸出入貨物等に関する開庁時間外の事務の執行を求める届出に関すること 十二 鯰	十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関すること。 十一 同	十 輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関すること。	並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関すること。	九(輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類) 九(同)	八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関すること。	存に関すること。	七 輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保 七 同	六 輸出貨物等に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。	括調査官の所掌に属するものを除く。)。	五 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること (収納課及び統 五 同	四 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。 四 同	三 輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。	٠	二(前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること) 二(同)	受理及び審査に関すること。	輸出入貨物等に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の 同	別審査官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。	第三百五十八条 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務 (統括監視官及び特 第三百五十八条	(統括審査官の職務) (統括審	百八条に規定する事務を分掌する。	5 函館税関及び長崎税関の統括審査官は、第一項各号に掲げる事務のほか、第三 5 同 上	న <u>ి</u>	る輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができ	4 第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち税関長の指定す 4 同 上	職員 又に終指著 理官に まいて 行れ せることかて きる
輸出入貨物等に関する臨時開庁の承認に関すること。	上	上		上	上		上	上		上	上	上		上		上		-八条 同 上	統括審査官の職務)		_			_	

二十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の規定に基づの承認に関すること。)、『『『『こう』とは、『一条第一項の規定による減税又は免税を受けることができる事業場又は卸売業者	二十六(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第二項及び第八十四	二十五(第三百九条に規定する事務)	二十四(第三百八条に規定する事務)	に関すること。	二十三(輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分	すること。	二十二(外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関	二十一(金の輸出入の規制に関すること。	こと。	二十(沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する	の監督に関すること。	十九(製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者	٥	十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関すること	製造工場の承認に関すること。	十七 関税暫定措置法の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は	書の受理及び審査並びに諸払戾金及び還付金の査定に関すること。	十六 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金に関する文	貨物の用途確認に関すること。	十五 関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた	0	十四(輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関すること	十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関すること。
二十七 同 上		二十六 同 上	二十五 同 上	二十四 同 上		二十三 同 上		二十二 同 上	二十一同上		二十同上		十九 同 上		十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認に関すること。		十七 同 上		十六 同 上		十五 同 上		十四 同 上	十三 同 上

5 4 同 日 上	5 第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区 5の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。 とができる。 ころにより、統括監視官、統括審理官又は特別審理官において行わせることがで
3 同 上	、第十三号及び第二十七号に掲げるものについては、沖縄地区税関長の定めると3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号(承認に係る部分に限る。)ついては、収納課において行わせることができる。第二十二号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入貨物に係るものに
2 同上	2 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び 2 戻金の査定に関すること。 く関税、内国消費税及び貨物割の払戻金に関する文書の受理及び審査並びに払

		○ (省略)	九九 関税法第九八条第一項の規定による開庁時間外の事務の執行を求九八	〜 (省 略) 六 関税法第七条の二第五項の規定による承認の申請 四 (省 略)	番号申請等	別表第一(第三条、第九条関係)十五年財務省令第七号)(第四条関係)税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成	改正案
	二七 税関関係手数料令(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)第六条の 二二六	一〇〇 同上		○ 司 上六	番号申請等	別表第一(第三条、第九条関係)十五年財務省令第七号)(第四条関係)	現

三四三	~	一六三					- 六 -	- 六一の三	<u>~</u>
	(省略)		<u> </u>	国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。	による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内	る内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第三項の規定	関税定率法施行令第三条第四項の規定による申請(輸入品に対す		(省略)
三四三	~	六三					_ 六 二	- 六 の 三	∽
	同 上)	国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。	による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内	る内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第三項の規定	関税定率法施行令第三条第三項の規定による申請 (輸入品に対す		同上